

2015年 3月

業者の皆さまへ

公的研究費の適正な執行に係る取り組みについて（依頼）

京都橘大学

京都橘大学では、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（2007年2月15日 文部科学大臣決定、2014年2月18日改正）に基づき、本学における公的研究費の適正な運営・管理のあり方の検討を行い、「京都橘大学研究費管理規程」（2007年11月26日制定、2015年2月23日改正）「京都橘大学における研究費不正使用の通報ならびに調査に関する規程」（2008年3月24日制定、2015年2月23日改正）「京都橘大学研究費不正使用防止推進委員会規程」（2008年3月24日制定、2015年2月23日改正）「研究費における物品調達に関する内規」（2008年3月24日制定、2012年3月26日改正）を制定しております。

また、上記ガイドラインに基づき、研究費不正使用防止推進委員会では、適正かつ円滑な研究活動の推進をめざし実効ある具体的な取り組みとして「京都橘大学における研究費不正防止計画」を制定しております（2009年4月1日制定、2015年3月3日改正）。

さらに、本学の学問研究が適正に行われ、社会の信頼に応えられるよう、本学の研究者、事務職員等および学生等が不断に自覚し遵守する規範として、「京都橘大学研究活動における倫理指針」も制定しております（2009年8月1日制定、2015年3月3日改正）。

このように本学では、公的研究費の不正使用を防止し、適正な執行を確保する取り組みの充実を図っているところです。

つきましては、業者の皆さまにおかれましても、下記依頼事項にご留意の上、公的研究費の適正な執行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 見積書、納品書、請求書の3点を、発注者へ必ずお渡してください。
2. 見積書、納品書、請求書には必ず日付を記入してください。
3. 預け金やプール金には絶対に加担しないでください。
4. 一定の取引実績（回数、金額等）や本学におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で、誓約書の提出を求める場合がありますのでご協力ください。
5. 本学構成員から不正な行為の依頼等があった場合は、速やかに通報窓口までご連絡ください。
6. 不正な取引に関与したことが発覚した場合、取引停止等の処分を講じます。

以上